

## プレゼンテーションの公開に関する取扱い

### (目的)

- 1 この取扱いは、プレゼンテーション(2次審査に係るプレゼンテーション及びヒアリングをいう。以下同じ。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

### (プレゼンテーションの開催)

- 2 プレゼンテーションの開催に当たっては、開催の5日前までに開催の日時、場所等を尼崎市のホームページ上に掲載するものとする。

### (傍聴の手続き等)

- 3 プレゼンテーションを傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、委員会の開催時刻の10分前までに開催場所に参集し、傍聴券交付申請書兼誓約書(別紙様式)に必要な事項を記入し、提出しなければならない。
- 4 傍聴人の定員は10人とし、傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選で傍聴人を決定する。
- 5 委員会開催10分前以降の傍聴希望者については、定員の範囲内において、先着順に傍聴できるものとする。

### (傍聴することができない者)

- 6 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - (1) 応募者又は応募者の子会社若しくは親会社の役員又は従業員
  - (2) その他応募者と利害関係にある者

### (傍聴人の遵守事項)

- 7 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。
  - (2) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること(SNS等の発信を含む)。
  - (4) 私語、談話、拍手等をしないこと。
  - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) 携帯電話は使用しないこと(携帯電話の電源をきること)。
  - (7) 係員の指示に従うこと。
  - (8) その他プレゼンテーションの秩序を乱し、又は進行の妨害となるような行為をしないこと。
- 8 委員長は、傍聴人が前項各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

以 上